

助成年度：平成 22 年度

[所属] 学習院大学 法学部

[役職] 教授

[氏名] 坂口 功

[課題]

ワシントン条約と漁業・森林関連条約間の補完・相乗関係の構築に関する研究

[内容]

専門機関の管理の失敗を受けて、COP8(1992年)以降ワシントン条約にて熱帯木材種、漁業種の提案がされるようになったが、国際熱帯木材機関とワシントン条約の間には理想的な補完関係が構築されたのに対して、漁業管理機関とワシントン条約は補完関係の構築に失敗し、前者が後者の関与を否定する状況に陥っている。このような差異が発生した原因を明らかにし、ワシントン条約と漁業管理機関の補完関係構築に貢献するのがこの研究の目的であった。検証仮説は、①条約間の協議・調整の不足、②大規模に取引される種の規制に関するワシントン条約の制度的不備、③NGOの禁止運動の一環であるとの恐れ、の3点であったが、調査分析により、主たる原因は①と③にあることが明らかになった。すなわち、国際熱帯木材機関においてはCOP8直後からワシントン条約に働きかけ、持続的な熱帯木材取引を促進するためにワシントン条約を活用する姿勢をとったが、漁業管理機関においてはワシントン条約の関与を拒絶する姿勢をとった。その結果、初期において条約機関間に社会関係資本(信頼関係、円滑なコミュニケーションなど)の構築に失敗し、2000年代に入り導入されたワシントン条約の制度的対応も軌道に乗らず頓挫した。また、NGOは原産国や事業者と協働するようになったが、漁業では伝統的な「危機」を訴える活動が大部分であり、NGOのキャンペーンにより導入された「商業捕鯨のモラトリアム」「国連大規模流し網禁止決議」を想定させる結果となっていた。